

## 北アルプス森林林業活性化協議会規約

(名称)

第1条 この会は、北アルプス森林林業活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、森林経営管理制度の運用と大北地域の林業振興を推進し、健全な森林の育成、木材の有効活用等を通じ、地域経済の活性化に資するとともに、カーボンニュートラルへの貢献等環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、県、市町村及び林業事業者等と連携し、次の事業を行う。

- (1) 森林経営管理制度を効果的に運用するため、連携した活動及び情報共有に関すること
- (2) 大北地域における林業振興を図るため、ランドデザイン（中長期計画）の作成と事業実施に関すること
- (3) 森林の公益的機能の高度発揮に関すること
- (4) 森林資源の活用に関すること

(組織)

第4条 協議会の構成団体及び委員は、別表1のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 前項の役員は、委員の互選により定める。

3 役員の職務は次による。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 協議会の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。ただし、書面により議案を審査することができる。

2 協議会の議事は出席した委員の過半数をもって議決するものとする。

3 次に掲げる事項は、協議会の議決を得なければならない。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 事業計画の決定
- (3) 規約の変更
- (4) その他協議会が必要と認める事項

(幹事会)

第7条 幹事は、別表2のとおりとする。

2 幹事長は、大町市役所林務担当係長があたるものとする。

3 幹事会は幹事長が必要に応じ招集するものとする。

4 幹事会はこの会の業務執行について次に掲げる事項を決定するものとする。

(1) 業務の具体的方針に関する事項

(2) 協議会の招集及び協議会に付議すべき事項

(3) その他幹事会が必要と認めた事項

(分科会)

第8条 会長は、第3条の事業を円滑に進めるために、分科会を組織することができる。

2 分科会の長は、会長が指名し、その構成員は分科会の長が指名した者で構成する。

(報酬)

第9条 協議会の委員及び幹事・分科会の構成員は、無報酬とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、大町市役所農林水産課内におく。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規約は令和4年4月20日より施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

構成団体	委員
大町市	大町市 林務担当課長
池田町	池田町 林務担当課長
松川村	松川村 林務担当課長
白馬村	白馬村 林務担当課長
小谷村	小谷村 林務担当課長
長野県	長野県 北アルプス地域振興局 林務課長

別表 2 (第 7 条関係)

構成団体	幹事
大町市	大町市 林務担当者
池田町	池田町 林務担当者
松川村	松川村 林務担当者
白馬村	白馬村 林務担当者
小谷村	小谷村 林務担当者
長野県	長野県 北アルプス地域振興局 林務担当者